3　法第三〇条の四一第一項に規定する戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項とした。（第三〇条の一二の三関係）

㈠　戸籍の附票の記載を行った場合　戸籍の附票の記載を行った旨及びその年月日

㈡　戸籍の附票の消除を行った場合　戸籍の附票の消除を行った旨及びその年月日

㈢　法第一七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の全部又は一部についての記載の修正を行った場合　戸籍の附票の記載の修正を行った旨及びその年月日

㈣　法第一七条第七号に掲げる事項についての記載の修正を行った場合　戸籍の附票の記載の修正を行った旨及びその年月日並びに当該戸籍の附票の記載の修正前に記載されていた住民票コード（当該戸籍の附票に住民票コードが記載されていなかった場合を除く。）

4　機構又は都道府県における附票本人確認情報の保存期間は、次に掲げる附票本人確認情報の区分に応じ、当該附票本人確認情報の通知の日から次に定める日までの期間とした。（第三〇条の一二の四及び第三〇条の一二の五関係）

㈠　戸籍の附票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された附票本人確認情報　当該附票本人確認情報に係る者に係る新たな附票本人確認情報の通知を受けた日から起算して一五〇年を経過する日

㈡　戸籍の附票の消除が行われたことにより通知された附票本人確認情報　当該附票本人確認情報の通知の日から起算して一五〇年を経過する日

5　機構から国の機関等、都道府県知事等、市町村等若しくは準法定事務処理者又は都道府県知事から都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関若しくは都道府県準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供は、戸籍の附票に関する事務の処理に関するもの等を除き、次のいずれかの方法により行うものとした。（第三〇条の一二の六～第三〇条の一二の一三関係）

㈠　総務省令で定めるところにより、電気通信回線を通じて附票本人確認情報を送信する方法

㈡　総務省令で定めるところにより、附票本人確認情報を記録した磁気ディスクを送付する方法

6　市町村における附票本人確認情報の保存期間は、次に掲げる附票本人確認情報の区分に応じ、当該附票本人確認情報の通知の日から次に定める日までの期間とした。（第三四条第三項関係）

㈠　戸籍の附票の記載又は記載の修正を行ったことにより通知した附票本人確認情報　当該附票本人確認情報に係る者に係る新たな附票本人確認情報の通知をした日から起算して一五〇年を経過する日

㈡　戸籍の附票の消除を行ったことにより通知された附票本人確認情報　当該附票本人確認情報の通知の日から起算して一五〇年を経過する日

二　その他

その他所要の規定の整備を行うものとした。

三　施行期日

この政令は、令和六年五月二七日から施行するものとした。

法律

民法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三十三号

民法等の一部を改正する法律

（民法の一部改正）

第一条　民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「　第五款　特別養子（第八百十七条の二―第八百十七条の十一）」を「第三節　親の責務　第五款　特別養子（第八百十七条の二―第八百十七条の十一）」に改める。

第三百六条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　子の監護の費用

第三百八条の次に次の一条を加える。

（子の監護費用の先取特権）

第三百八条の二　子の監護の費用の先取特権は、次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権の各期における定期金のうち子の監護に要する費用として相当な額（子の監護に要する標準的な費用その他の事情を勘案して当該定期金により扶養を受けるべき子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額）について存在する。

一　第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

二　第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

三　第七百六十六条及び第七百六十六条の三（これらの規定を第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務

四　第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務

第七百四十九条中「、第五項及び第六項」を「及び第五項から第七項まで」に改める。

第七百五十三条及び第七百五十四条を次のように改める。

第七百五十三条及び第七百五十四条　削除

第七百六十五条第一項中「及び第八百十九条第一項の規定」を削り、「違反しないこと」の下に「及び夫婦間に成年に達しない子がある場合には次の各号のいずれかに該当すること」を加え、同項に次の各号を加える。

一　親権者の定めがされていること。

二　親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされていること。

第七百六十六条第一項中「者」の下に「又は子の監護の分掌」を加え、「面会及びその他の」を削り、同条の次に次の二条を加える。

（審判による父母以外の親族と子との交流の定め）

第七百六十六条の二　家庭裁判所は、前条第二項又は第三項の場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときは、同条第一項に規定する子の監護について必要な事項として父母以外の親族と子との交流を実施する旨を定めることができる。

2　前項の定めについての前条第二項又は第三項の規定による審判の請求は、次に掲げる者（第二号に掲げる者にあっては、その者と子との交流についての定めをするため他に適当な方法がないときに限る。）がすることができる。

一　父母

二　父母以外の子の親族（子の直系尊属及び兄弟姉妹以外の者にあっては、過去に当該子を監護していた者に限る。）